

京都府自主避難者生活再建支援事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 知事は、東日本大震災により自主的に京都府内（以下「府内」という。）に避難した者の生活の安定を図るため、補助金等の交付に関する規則（昭和35年京都府規則第23号。以下「規則」という。）及びこの要領の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 京都府が供与するみなし応急仮設住宅に無償で入居していた世帯（以下「無償入居世帯」という。）の代表者
 - (2) 前号の世帯であって、無償で入居することができる期間が終了した後も引き続き同じ住宅の居室に入居していた世帯（当該住宅の使用料及び当該住宅に付属する自動車駐車場の使用料（以下「住宅等使用料」という。）を負担していた世帯に限る。以下「継続入居世帯」という。）の代表者
 - (3) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に前号の住宅から府内の別の住宅等へ転居した世帯の代表者
 - (4) 転居先の市町村への住所の変更をした世帯の代表者。ただし、子と同居するひとり親家庭であって、福島県の「子どもの医療費助成事業」の受給のため、府内に住所の変更を行っていない世帯は、その旨の申立てをした世帯の代表者
2. 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付の対象としないものとする。
- (1) 住宅等使用料に未納がある継続入居世帯の代表者
 - (2) 無償入居世帯又は継続入居世帯であって、その入居期間中に転貸その他の不適正な利用が認められた世帯の代表者
 - (3) 継続入居世帯であって、入居していた住宅の管理規程等施設管理者が定める退去手続に基づく退去が完了していない世帯の代表者

(補助対象経費等)

第4条 補助対象経費及び補助限度額は、別表に定めるとおりとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の合計額と補助限度額を比較していずれか少ない額とする。

(交付申請)

第6条 規則第5条に規定する申請書は、別記第1号様式によるものとし、第2条第1項第3号の転居及び住所の変更が完了した日から3か月を経過した日又は平成30年4月10日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

(交付決定)

第7条 知事は、前条に規定する交付申請書を受理した場合は、その内容を審査し、補助金を交付することが適當と認めるときは、別記第2号様式により交付決定の通知を行うものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象経費	補助限度額
1 引越し業者による転居の場合 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号） 第3条又は第35条の許可を受け、若しくは、同法 第36条の届出をした事業者に支払う費用。ただし、 府内の別の住宅等への転居に係る費用に限る。	50,000円 (単身世帯は30,000円)
2 レンタカー利用による転居の場合 (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第80条の 許可を受けた事業者に支払う費用。ただし、府 内の別の住宅等への転居に係る費用に限る。 (2) レンタカー利用に要した燃料代及び転居用段 ボール代（いずれも現金払いに限る。）	